

	該当項目	ページ	記載内容	質問	回答
1	募集要項	5	(カ) 施設・設備管理業務 善良な管理者たる注意義務をもって、適切に施設・設備および備品を維持管理し、教育委員会の指示に基づき備品リストを更新すること。	貴市の備品と、現指定管理者の備品を確認したい為、備品リストを開示願います。	説明会資料で配布しており、説明会資料はホームページでも掲載しております。 https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000626799.html
2	募集要項	5	(キ) その他 全ての事業実施に伴い生じた廃棄物等は、法令に基づき適切に処理を行うこと。	過去5年間の廃棄物量と処分金額をご教示願います。	令和2年度の処分金額は、ゴミ等有料処理343,200円、産業廃棄物処理716,100円です。令和3～6年度の処分金額は説明会資料56ページをご覧ください。加えて、令和6年度に40,700円の産業廃棄物処理があります。廃棄物量については指定管理者に報告義務のない内容ですので、本市では把握しておりません。
3	募集要項	6	(ク) 自動販売機の設置	自動販売機設置の際の行政財産使用料をご教示願います。	自動販売機につきましては行政財産目的外使用料は必要ありません。
4	募集要項	8 15	P8(1) 管理運営経費業務代行料の上限額 及び P15《修繕費計画額表》	募集要項P15の《修繕費計画額表》に記載されている金額を「収支計画書」の「2 管理運営経費」に含めたうえで、「3 業務代行料」が募集要項P8の業務代行料の上限額の範囲内となるよう収支計画書を作成するとの理解で問題ないでしょうか	お見込みのとおりです。
5	募集要項	12	(6) 提出書類 イ 上記書類は、選定会議での審議資料となるので、ページ番号を入れるとともに、次表「提出書類」順に整理し、項目ごとの最初のページに白紙をはさみ、インデックスをつけるなど、わかりやすいものにしてください。	ページ番号は、貸借対照表や納税証明書などにも番号を記載するのでしょうか。 インデックスや間紙を使用し、分かりやすくすることを前提に、事業計画書(様式5-1～4)のみにページ数を記載することで良いでしょうか。	白紙やインデックスを使用し、わかりやすいものにしていただければ、事業計画書のみにページ番号を記載いただいてもかまいません。
6	募集要項	12	(6) 提出書類 ウ 申請団体名(連合体の代表法人等及び構成団体の名称を含む)の記載は正1部のみとし、副6部には記載しないようにしてください。	副本の黒塗りは事業計画書だけでなく、納税証明書や履歴書なども全てが対象でしょうか。	副本の書類については、申請団体が特定される内容は全て黒塗りをしてください。

	該当項目	ページ	記載内容	質問	回答
7	募集要項	12	(6) 提出書類 下表 ② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類 連合体での申請のみ。連合体の構成員、代表者、出資比率、役割分担及び責任の割合等、組織運営に関する事項等を記載したもの。	連合体を組成しますが、SPCを作るわけでは御座いませんので出資比率は記載なしでも良いでしょうか。	出資比率を記載しない場合には、連合体の役割分担及び責任割合などが確認できる書類をご提出下さい。
8	指定管理業務の基準	3	ウ職員配置	現在の管理者の職員体制をお示しください。また各責任者は兼務ができないとの認識でよろしいでしょうか。	事業報告書をご確認ください。また、責任者の兼務についてはお見込みのとおりです。 https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000526266.html
9	指定管理業務の基準	4	ウ職員配置（キ）指導者	指導者の配置が必要となっていますが、現在の指導者の配置と人数をお示しください。	指定管理者の経営情報に該当しますので、非開示とさせていただきます。
10	指定管理業務の基準	12	5 指定管理者として果たすべき責任 (15) 賃金・労働条件の向上に関する取り組み	クラフトパークにおける従事者に対する賃金は大阪府最低賃金の1.1倍以上の支払いを確約する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	賃金の提案は任意といたしますので、1.1倍以上の支払を提案する場合は、ご提出ください。
11	指定管理業務の基準	12	6 その他 (1) 保険加入	現在の管理者の加入している、保険内容についてご教示ください。（保険内容、補償金額等）	指定管理者の経営情報に該当しますので、非開示とさせていただきます。
12	管理運営業務仕様書	2	(1) クラフトに関する教室事業等の運営業務 ウ 講座の申込許可業務	講座の申込許可業務の詳細をご教示願います。	仕様書1（1）ウに定める取扱規程を定めるほか、大阪府行政手続条例、大阪市立クラフトパーク条例、大阪市立クラフトパーク条例施行規則に基づき、申込受付期間や受付方法、受講決定方法など講座の申込許可事務に必要な事項等を指定管理者で適切に定め、実施してください。

	該当項目	ページ	記載内容	質問	回答
13	管理運営業務仕様書	5	電気主任技術者の選任	クその他（カ）法人等において、電気主任技術者の選任について、常駐配置は不要という認識で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	管理運営業務仕様書	6	（6）自己点検・報告 イ クラフトパーク運営企画委員会	クラフトパーク運営企画委員会のメンバーについては、市が選定するのか、指定管理者が選定するのか。	指定管理者です。
15	管理運営業務仕様書	9	5 人材育成や地域の活性化に関する業務 (2) 地域における地元関係機関と連携した共催事業等の開催	地元関係機関とは、具体的にどの機関を想定されておられるかご教示願います。	学校や区役所、図書館等の行政機関や地元団体、企業など幅広い機関を想定しています。
16	管理運営業務仕様書	16	指定管理者が行う設備維持管理上の「保守点検業務」一覧表	19. 吹きガラス工房機器保守点検 の点検回数、点検内容を教えていただけませんか。 また、各工房機器関連の点検は常駐設備員による外観目視点検で、不具合など発生時にメーカーなどの点検修理を実施する解釈でよろしいでしょうか。	説明会資料の16ページから25ページ、40ページから55ページをご覧ください。説明会資料はホームページでも掲載しております。
17	様式1-2		指定管理者指定申請書（連合体用）	名称欄には、押印は必要でしょうか。	不要です。
18	様式2-1		大阪市立クラフトパーク指定管理者指定申請に係る誓約書	名称欄には、押印は必要でしょうか。	不要です。

	該当項目	ページ	記載内容	質問	回答
19	様式2-2		誓約書	名称欄には、押印は必要でしょうか。	不要です。
20	様式5-1		②実施計画 (1) 工房等における実施計画	利用料金は、周辺施設の料金を参考にご提案する事は可能でしょうか。 大阪市クラフトパーク条例を超えない範囲での提案でしょうか。	可能です。ただし、条例に定められている金額の範囲内でのご提示をお願いします。
21	様式6-1、6-2		収支計画書	収支計画書作成にあたり、管理・事務職員は人件費として計上するとして、事業推進のため常勤指導員・講師・非常勤指導員・非常勤講師・非常勤指導員補佐を置く場合、人件費・事業費どちらの項目に入れるべきか。 また、様式6-2②（経費）フォーマットに『修繕費』の項目が2か所あるが、どのように区分けし計上すればよいか。	事業推進のための人員に係る経費については、事業費で構いません。 様式6-2②については誤りがありましたので修正し掲載します。
22	様式8-3		障がい者雇入れ計画書	名称欄には、押印は必要でしょうか。	不要です。
23	様式9		支払い賃金に関する提案書	様式9の提出は必須でしょうか。 また、提出する際は共同事業体を構成する各社からの提出で、押印は必要でしょうか。	様式9の提出については、質問番号10のとおりです。 押印については不要です。
24	指定管理業務協定書 (案)		(施設、備品等の取扱い) 第30条 3 指定管理者は、当該業務の実施に当たって必要となる備品等の補修更新を実施し、その費用を負担しなければならない。	備品の補修更新にかかる費用は、修繕費から捻出する理解で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。

	該当項目	ページ	記載内容	質問	回答
25	指定管理業務協定書 (案)		(保険加入) 第33条 指定管理者は、当該業務を実施するに当たっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。	適切な積算の為、貴市が加入されている共済と、現指定管理者様が付保している保険内容をご教示願います。	建物について、公益社団法人全国市有物件災害共済会（下記に記載のHP参照）の建物総合損害共済に委託しております。 現指定管理者が付保している保険については質問番号11番のとおりです。 全国市有物件災害共済会
26	その他		クラフトホール	クラフトホールの年間の利用実績（過去3年間）をご教示ください。	令和4年度 27件 1,961人 令和5年度 32件 1,732人 令和6年度 39件 1,786人 合計 98件 5,479人
27	その他		イベント	クラフトパークのイベント内容をご教示ください。	事業報告書をご確認ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000526266.html
28	令和5年事業報告書 ※ホームページ掲載分	12	令和5年度 クラフトパーク入館者数調（実数）	令和5年度事業報告書（別紙3）『入館者数調（実数）』表の『その他入館者』（合計18,581）とは、どのような入館者なのかご教示願います。 また、同表の『入館者総数』（合計60,838）に、展示室見学者数（合計10,711）が含まれていないが、展示室見学者は入館者の内数というカウントで良いか、ご教示願います。	入館者総数(60,838)は、施設入口のカウンターで把握した総数になりますので、その他入館者(18,581)は、入館者総数から利用者(42,257)を除いた数になります。 また、展示室見学者(10,711)は、その他入館者に含まれております。